

事務委任にともなう

財 源 措 置

— 区長委任条項による事務委任について —

渋谷 秀 良

(荒川区 総務課)

定により、必要な財源措置を講じなければならぬとされている。この財源措置の方法としては、委任した事務に要する経費を都道府県の予算に計上のうえ、市町村に交付する方法、地方公共団体手数料令第四条に基づく手数料をもってあてる方法がある。いずれの場合も、市町村の予算に計上されたのち、支出されることになるのである。

都においては、「東京都会計事務規則」(昭和三十二年規則第九十六号)第十九条により区長に事務事業を委任する場合は、予算の執行を委任しなければならないとされているので、区長委任条項にともなう財源措置は、都の予算の執行委任という方法をとることになっている。(別に財源措置がなされているものを除く)

会計事務規則は、区長に対する事務事業の委任にともなう都の会計事務の処理について都の優先機関取扱いをしている。この結果特別区は、特別区の独自の予算とは全く別の都の予算管理を行なわねばならないこととなっているのである。区長委任条項では、委任された事務を区長の自主的判断に基づいて行うこととなっていながら、その財源措置につ

—

特別区の事務は、地方自治法第二八一条第二項にあるとおり、制限列举されたものである。そこに列举されたものを除くほか、特別区の存する区域において、法律またはこれに基づく政令の規定により、市が処理しなければならぬ事務は、都が処理するとされている。都が処理するとされている事務で、主として特別区の区域内に関するものについては、都は条例で特別区へ委任することになっている。

二

事務の委任にともなう経費については、一般的には、地方財政法第二十八条第一項の規

いては、都の出先機関と同列に置き、強い規制を行ないうるようになっていっているわけである。

三

区長委任条項にともなう財源措置の方法の実態をみると、すべてが、都の予算の執行委任によって行なわれているのではなく、都の交付金として、いったん特別区の予算の中に組入れられてのち、支出されているものもある。しかしながら、こういう例はほとんどなくて、多くは予算の執行委任という方法をとっている。それならば、交付金と予算の執行委任とを区別するのはなせだろうか。交付金という場合は、特別区に対して交付された額に応じて予算に計上され、支出されるのであるが、予算の執行委任という場合は、その使用目的に応じて、こまかく定められた都の予算の執行を区長が委任され、都の機関として支出することとなる。それゆえに、交付金の場合は、交付金が交付されたのちのことについては、一切区長の責任と判断に委されることが、予算の執行委任の場合は、経理の段階まで規制されることとなるのである。

したがって、予算の執行委任という方法

は、特別区の自主性を全く無視した方法であるということができるのである。このような方法は、地方自治法施行以前の都と区の関係と同じ関係につながるものである。

四

現在、特別区に対する都の執行委任予算額は、特別区の予算にひつてきする程の多くを占め、(別表参照)特別区の行政にとって重要な意味をもっているにもかかわらず、特別区の行政の表面には現われてこない状態である。たとえば、財政事情の公表というような場合でも、特別区の予算に関するものはあつても、委任事務に関する経費については公表されることがない。これでは、住民が特別区の行政の一面だけしか知ることができないことになる。

区長委任条項による事務は、都知事の区長に対する機関委任事務ではあるけれども、区長の責任と判断により、住民のための行政を進めていくからには、その財源措置の方法について、もう少し弾力的な方法をとることができなければならないはずである。

特別区予算と執行委任予算の比較 (23区合計) (単位千円)

年 度 別	執行委任予算決算額	特別区予算決算見込額(歳出)
昭和 29 年度	13,950,599	16,536,705
30	14,832,080	17,522,174
31	15,846,639	19,244,957

註 東京都自治月報第 55 号

東京都自治年報第 56 号, 第 57 号による執行委任予算額は千円未満切捨